

平成24年12月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(レ)第286号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・瀬戸簡易裁判所平成24年(ハ)第15号)

口頭弁論終結日 平成24年10月19日

判 決

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

控 訴 人 アイフル株式会社

同代表者代表取締役 福田 吉 孝

同訴訟代理人支配人

愛知県

被 控 訴 人

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、被控訴人が、貸金業者である控訴人との間の継続的な金銭消費貸借取引に係る弁済金のうち、利息制限法所定の制限利率（以下、単に「制限利率」という。）を超えて利息として支払った部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生しているとして、控訴人に対し、民法703条に基づく不当利得返還請求権（以下「過払金返還請求権」という。）

に基づき、平成13年12月5日現在の過払元金33万1021円及びこれに対する本件訴状送達の日翌日である平成24年1月27日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原判決は、被控訴人の請求を全部認容したところ、控訴人が、これを不服として控訴した。

2 前提事実（争いのない事実並びに書証及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

- (1) 控訴人は、平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下、単に「法」という。）所定の登録を受けた貸金業者である。
- (2) 被控訴人は、控訴人との間で締結した制限利率を超える割合の約定利率による継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約（以下「基本契約」という。）に基づいて、平成11年4月28日から平成13年12月5日までの間、原判決別紙「計算書」（以下「別紙計算書」という。）の「取引日」欄記載の日に、「借入額」欄記載の金員を借り入れ、又は、「返済額」欄記載の金員を弁済した（以下、この借入れ及び弁済を「本件取引」という。）。
- (3) 控訴人は、平成24年2月23日の原審第1回口頭弁論期日において、消滅時効を援用するとの意思表示をした。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 時効中断の有無

（被控訴人の主張）

本件過払金返還請求権の消滅時効の起算日は本件取引の終了日である平成13年12月5日である。そして、被控訴人は、控訴人に対し、消滅時効完成前である平成23年12月2日、過払金の返還を催告し、催告から6か月以内の平成24年1月19日に本訴を提起したのであり、時効の中断があった。

（控訴人の主張）

本件過払金返還請求権は、完済日より10年以上経過しており、消滅時効を援用したことで、消滅した。

被控訴人から平成23年12月2日に受領した受任通知書には過払金の具体的な金額やその存在の有無の記載がなく、催告には当たらないので、時効の中断はない。

(2) 控訴人の返還すべき過払金の範囲

(控訴人の主張)

仮に消滅時効が完成していなかったとしても、控訴人は被控訴人から取得した制限超過部分の一部について、本来納付する必要のない法人税として納付したことで、納付相当額について利益は現存しておらず、その範囲の返還義務はない。控訴人の全顧客との取引で取得した制限超過部分に対する法人税の割合を算出して得た消滅利益率を、被控訴人からの弁済毎に、弁済額のうち制限超過部分に乗じて算出し計算すると、現存利益の範囲は20万6161円である。

(被控訴人の主張)

法人税は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除して算出される当該事業年度の所得に対して課されるものであり、個別の金銭の受領に対して課されるものではない。控訴人が被控訴人から制限超過部分を受領することで利得することと控訴人が法人税を納付することとは別個の行為によるもので、法人税の納付によって被控訴人から取得した利得が減少したものとはいえない。

また、利益として計上した所得金額及び納税額に誤りがあれば、更正決定を受けて国に対して法人税等の還付請求をすることができるのであり、この意味でも控訴人に利得の減少はない。

しかも、控訴人は、これまでに過払金を返還した際に会計上過払金相当額を損金計上することで、課税対象金額を減少させて法人税等の納付を免れて

おり、やはり、過払金相当額の利益は現存している。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (時効中断の有無) について

(1) 前記前提事実によれば、本件取引においては、取引終了日である平成13年12月5日に初めて過払金33万1021円が生じていることが認められ、過払金返還請求権の消滅時効は同月6日から進行すると解される。

(2) もっとも、証拠(甲2の1, 2)によれば、被控訴人は、控訴人に対し、平成23年12月2日到達の「受任通知書兼過払金返還請求書」と題する書面(内容証明郵便。以下「本件書面」という。)において、「後記依頼者(注:被控訴人のこと)と貴社(注:控訴人のこと)との取引において過払金が発生している場合、本書面をもって発生しているすべての過払金の返還を請求しますので、直ちに当職まで返還してください。」と記載し、被控訴人と控訴人との取引において発生している過払金の返還を催告したことが認められる。加えて、被控訴人が同日から6か月以内(民法153条)の平成24年1月19日に本件訴えを提起したことは当裁判所に顕著であるから、本訴請求債権である過払金返還請求権の消滅時効は上記催告により中断したと解することができる。

(3) この点、控訴人は、本件書面には過払金の具体的な金額やその存在の有無の記載がなく、催告には当たらない旨主張する。

しかしながら、民法153条の催告とは、債権者が債務者に対して債務の履行を要求する意思の通知であると解されるところ、これは、時効の完成を最大限6か月遅らせるものにすぎず、その後に裁判上の請求等の手続がとられた場合に限って時効の中断の効力が認められるにすぎないから、債権の内容を詳細に述べて請求する必要はなく、どの債権かが分かる程度の内容であれば足りると解すべきである。

そうすると、本件書面は、前記のとおり、表題の一部に「過払金返還請求

書」との記載があり、本文においても、控訴人と被控訴人の取引（本件取引）から過払金が発生している場合には、そのすべての過払金の返還を直ちに請求すると記載され、本訴請求債権でもある過払金返還請求権の履行を求める旨の被控訴人の意思が十分に読み取れるといえる。加えて、甲第2号証の1によれば、被控訴人は、控訴人に対し、本件書面の本文2項及び3項において、金銭消費貸借契約に関する書類や取引履歴等の開示を求めていることが認められ、さらに、前記前提事実のとおり、控訴人は、法による登録を受けた貸金業者であり、控訴人と被控訴人の間には本件取引以外に継続的な金銭消費貸借契約が締結されていることを認めるに足りる証拠もないことからすると、被控訴人としては、本件書面を送付するに際し、詳細な取引履歴が分からないまでもできる限り請求債権を特定したといえ、また、控訴人としても、本件書面を受け取った段階で、本件取引及びそこから生じる可能性がある過払金の額を特定することも可能であったと解される。

よって、本件書面の送付は、債権者である被控訴人が、債務者である控訴人に対し、過払金返還を要求する意思の通知であると解され、催告に当たるものといえる。控訴人の前記主張は採用できない。

2 争点(2) (控訴人の返還すべき過払金の範囲) について

控訴人は、取得した制限超過部分から法人税を納付したことで、利得の減少があった旨主張するが、利得減少について何らの立証をしておらず、利得の減少があったことは認められないから、控訴人の主張は採用できない。

3 小括

以上によれば、控訴人は、被控訴人に対し、別紙計算書のとおり、平成13年12月5日現在の過払元金33万1021円及びこれに対する本件訴状送達の日翌日である平成24年1月27日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務がある。

第4 結論

よって、被控訴人の請求は理由があるから、これを認容した原判決は相当であ
って、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決す
る。

名古屋地方裁判所民事第4部

裁判長裁判官 堀 内 照 美

裁判官 岩 井 直 幸

裁判官飯塚謙は、差し支えにつき署名押印することができない。

裁判長裁判官 堀 内 照 美